

7 安全でおいしい水の供給

残留塩素の低減化

(1) 残留塩素の適正な管理

水道局では「おいしさに関する水質目標」を独自に定め、残留塩素濃度を0.1ミリグラム/リットル以上0.4ミリグラム/リットル以下としています。この目標を達成するため、都内131か所の自動水質計器により日々の水質をチェックし、残留塩素の適正な管理を実施しています。今後、自動水質計器を増設し、モニタリングを充実させることで、より厳密な管理を進めていきます。

(2) 給水所における追加塩素の注入

水道水を各地域へ送る拠点である給水所に、塩素を追加注入できる設備を整備することで浄水場での塩素注入量を低減し、浄水場からの距離にかかわらず、残留塩素濃度が適切に保たれた水道水を供給しています。

水道管の計画的な取替え

計画的に水道管を新しいものに取り替え、安全でおいしい水をそのままお客さまへお届けしていきます。

貯水槽水道の適正管理

水道局では、平成16年度から給水区域内の全ての貯水槽水道を対象に、点検調査を実施し、改善等について、指導・助言を行っています。

今後も定期的に点検調査等を行うことで、適正管理の更なる徹底を図っていきます。

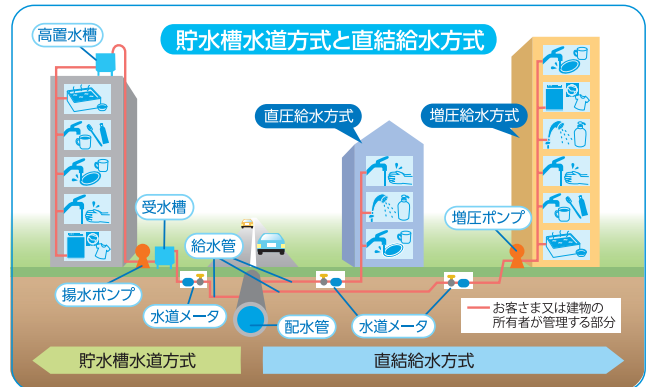
直結給水化の推進

近年の新築建物では、9割程度直結給水方式が採用されています。

既存の貯水槽水道方式から、直結給水方式への切替えに向け、以下の支援策を積極的に推進しています。

(1) 直結給水方式への切替えに伴う給水管増径工事の実施

貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに際して、道路部分からメータまでの給水管を現状より太くしなければならない場合に、増径工事を水道局が施行しています。



(2) 資金調達への支援

マンション等で直結給水方式への切替え工事を行う際の工事費用の資金調達の支援として、管理組合向け融資取扱金融機関を紹介しています。

